

別紙

特別補償規程

第一章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第一条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときは、本書から第四項までの規定により、旅客（以下「乗客」といいます。）に対して、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

二 前項の傷害とは、身体外から有害な力又は有害物質を接触かつ一時に吸入、吸入及び摂取したときと急激かつ突然な中毒症状（経絡的吸収、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を認めます。ただし、補償対象外中毒及び自死を指しません。

(用語の定義)

第三条 この規程において「企画旅行」とは、連帯旅行契約書様式型企画旅行契約の部第二条第一項及び任意型企画旅行契約の部第二条第一項に定めるものをいいます。

二 この規程において「企画旅行参加中」とは、(旅行)旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって提供された時から最後の実送・宿泊機関等のサービスの提供を受けること完了した時までを指しをります。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から脱落する場合には、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ているときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間又は企画旅行参加中とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から復帰したときといたします。また、当該企画旅行行程に、旅行者が勝手に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日(旅行日の一部の日)があるときは、当該日については「企画旅行参加中」とはいたしません。

四 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- 二 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等
- イ 航空運であるときは、搭乗手続の完了時
- ロ 船航であるときは、乗船手続の完了時
- ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- ニ 車間であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入庫時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時

四 二項の「サービスの提供を受けること完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます

- 一 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時
- 二 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が
- イ 航空運であるときは、乗客のみが入庫できる旅行機内からの退機時
- ロ 船航であるときは、下船時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- ニ 車間であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退機時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退機時とします。

第二章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その一)

第一条 旅行者は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

一 死亡する傷害又は死亡する傷害の危険が死亡に補償はできないと認められています。

二 死亡する補償金を受け取るべき者が、死亡した補償金の一部を受け取る場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は適に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は自動二輪車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

六 旅行中の感染、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

七 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

八 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入監中に生じた事故

九 戦争、外敵の武力行使、暴政、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事又は暴動(この規程においては、群衆等多数の者の集団的行動によって、全国又は一部の地区において著しく平和が崩れ、治安維持上重大な影響を及ぼす状態をいいます。)

十 手続的瑕疵(使用取扱を含まず)、以下開列した事項。若しくは該物品物により発生した事故(旅客発生を除外を含まず。)

十一 前二号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

十二 前二号以外の放射線照射又は放射能汚染

二 当社は、前項の(一)から(十)までの事由に該当する場合は、又は暴論その他荒廃的なものに対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その二)

第三条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

二 地震、噴火又は津波

三 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その三)

第五条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当該あらかじめ定められた企画旅行の行程に当てはまらない場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行に含まれている場合は、旅行行程外の企画旅行参加中、同行程の旅行によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

一 旅行者が別乗車、乗機内又は一定の乗機に滞在している間に生じた傷害

二 旅行者が自動車、電動自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行(いずれも競艇を含まず。)

三 又はは乗機(性能試験を目的とする運航又は試験をいいます。)

四 又はは乗機又は乗機付自転車を用いて道路上でこれらとの競争を行っている間に生じた傷害については、企画旅行の行程に含まれないことも補償金等を支払います。

三 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便であると不定期便であるとを問はず)

(補償金等を支払わない場合一その四)

第五条の二 当社は、旅行者は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部を受け取る場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

一 暴力団、暴力団関係、暴力団抗争、暴力団関係の事件その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に接触するお認められること。

二 反社会的勢力に対して賞金等を提供し、又は便宜を提供する等の関与をしたと認められること。

三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四 その相反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることと認められること。

第三章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第六条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直後の結果として、事故の日から百八十日以内に死亡した場合は、旅行者一名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては二千五百万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては千五百万円(以下「補償金額」といいます。))を支給します。ただし、旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第七条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直後の結果として、事故の日から百十日以内に後遺障害(身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。))が生じた場合は、旅行者一名につき、補償金額に別表第二の各号に掲げる割合を乗じた額を支給します。ただし、旅行者が

二 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から百八十日を超えてなお治療を受ける必要とあるときは、当社は、事故の日から百八十日目に占める医師の診断に基づき補償する程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

三 別表第二の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第二の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第二の(一)、(一四)、(二五)、四(四)及び五(二)に掲げる機能障害にさらぬい障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

四 同一事故により二種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に対し前三項を適用し、その合計額によりります。ただし、別表第二のハ及びロに規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一致(二)の後遺障害補償金は、補償金額の百分之七を上限とします。

五 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき、補償金額をもって限るとします。

(入院見舞金の支払い)

第八条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直後の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、入院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所へ入り、常に医師の管理下において治療を受けること)を要し、以下に示すに同意した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。))に対して、次の区別に応じて入院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数九日以上以上十日未満の傷害を被ったとき。 四万円

ロ 入院日数九日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 二十万円

ハ 入院日数七日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき。 十万円

ニ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。 四万円

二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数九日以上以上十日未満の傷害を被ったとき。 二十万円

ロ 入院日数九日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 五十万円

ハ 入院日数七日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき。 二十万円

ニ 入院日数七日未満の傷害を被ったとき。 五万円

三 旅行者が入院しない場合においても、別表第三の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けるときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

三 当社は、旅行者一名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第九条 当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直後の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること(往診を含まず。))をいいます。以下にこの案において同様とします。した場合には、その日数(以下「通院日数」といいます。))が三日以上となったときは、当該日数に対して、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

一 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数九日以上以上十日未満の傷害を被ったとき。 十万円

ロ 通院日数九日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 五十万円

二 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数九日以上以上十日未満の傷害を被ったとき。 五万円

ロ 通院日数九日以上以上九十日未満の傷害を被ったとき。 二十万円

ハ 通院日数九日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 十万円

二 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定する医師の指示に当該日数を超えて、継続して通院を要するときは、平常の生活に支障が生じたときと認められる場合とします。

三 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に傷害を被ったとき以上の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

四 当社は、いかなる場合においても、事故の日から百八十日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

五 当社は、旅行者一名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別)

第十条 当社は、旅行者一名について入院日数及び通院日数がそれぞれ一日以上となった場合は、前二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちのいずれか金額の大きいものを(四回の場合にのみ、第一号に掲げるもの)の合計額を支払います。

一 当該入院日数に相当する回数につき支払うべき入院見舞金

二 当該通院日数(当社が入院見舞金を支払うべき期間中のみを除きます。))に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなし、当該日数に相当する回数につき支払うべき通院見舞金

(死亡の認定)

第十三条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつたから、又は遅延してから三十日以上経過してもなお搭乗者が発見されず、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遅延した日、旅行者が第一条の傷害によって死亡したものと推定します。

(他の身体障害又は疾病の影響)

第十二条 旅行者が第一条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第一条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第一条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第四章 事故の発生及び賠償等の請求手続

(傷害程度等に関する説明等請求)

第十三条 旅行者が第一条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体に障害若しくは身体に傷害を受けることとなります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者、これらの説明を受けるべき者は、これを拒否し、受け取らなければなりません。

一 当該入院日数に相当する回数につき支払うべき入院見舞金

二 当該通院日数(当社が入院見舞金を支払うべき期間中のみを除きます。))に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなし、当該日数に相当する回数につき支払うべき通院見舞金

(賠償金の請求)

第十四条 旅行者が死亡し、補償金を受け取るべき者が賠償金の支払いを受けるべきときは、当社に対し、当社所定形式の請求書請求書及びこれらに添付する書類を提出しなければなりません。

一 死亡補償金請求の提出

イ 旅行者の自筆又は法定相続人の自筆原本及び印鑑証明書

ロ 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書

ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検察書

二 後遺障害補償金請求の提出

イ 旅行者の印鑑証明書

ロ 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書

ハ 傷害の程度を証明する医師の診断書

イ 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数又は通院日数記載した病院又は診療所の証明書

四 通院見舞金請求の提出

イ 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数又は通院日数記載した病院又は診療所の証明書

二 当社は、前項以外の書類の提出を求めることはその提出書類の全部の省減を認めることがあります。

三 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者第一項の規定に違反したとき又は提出書類につき知つたときはその賠償若しくは賠償にこのことをご告知したときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

第十五条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第五章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第十六条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた他人の物品の損害(以下「物品の損害」といいます。))に損害を被ったときは、本条の規定により、携帯品損害補償金(以下「携帯品補償金」といいます。))を支払います。

(携帯品損害補償金の支払い)

第十七条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品補償金を支払いません。

一 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

二 旅行者と世帯を共有する親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でなかつた場合は、この限りではありません。

三 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

四 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は適に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は自動二輪車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

五 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。

六 差入電、雑貨、盗取、破壊等又は公共団体の公的力の行使。ただし、火災防除又は避避に必要と認められたりした場合は、この限りを要しません。

七 差入電、雑貨、盗取、破壊等又は公共団体の公的力の行使。ただし、火災防除又は避避に必要と認められたりした場合は、この限りを要しません。

八 差入電、雑貨、盗取、破壊等又は公共団体の公的力の行使。ただし、火災防除又は避避に必要と認められたりした場合は、この限りを要しません。

九 差入電、雑貨、盗取、破壊等又は公共団体の公的力の行使。ただし、火災防除又は避避に必要と認められたりした場合は、この限りを要しません。

十 補償対象品である物の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

十一 補償対象品の盗難及び火災又は損失

十二 第三条第一項第一号から第十二号までに掲げる事由

二 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、携帯品補償金を支払いません。

一 地震、噴火又は津波

二 前項の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(携帯品損害を支払わない場合一その二)

第十七条の二 当社は、旅行者が次の号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、携帯品補償金を支払いません。ただし、その者が次の号に掲げるいずれかに該当する場合は、携帯品補償金を支払います。

一 反社会的勢力に該当すると認められること。

二 反社会的勢力に該当して賞金等を提供し、又は便宜を提供する等の関与をしたと認められること。

三 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

四 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、またはその法人の経営に実質的に関係していると認められること。

五 その相反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していることと認められること。

(補償対象品及びその範囲)

第十八条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回りに限ります。

二 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

一 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの

二 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの

三 魂本、設計書、図案、経簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の情報記録(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理をえる記録媒体に記録されたものを除く。)

四 船舶(ヨット、モーターボート及びリボットを含まず。))及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品

五 山岳登はん用具、探検用具その他これらに準ずるもの

六 銃器及び銃器

八 その他当社があらかじめ指定するもの

(損害額及び損害補償金の支払額)

第十九条 当社が損害補償金を支払うべき損害額(以下「損害額」といいます。))は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第三項の費用の合計額のうちいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

一 補償対象品の価額は、同一品目についての損害額より高い金額を支払います。

二 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき二十五万円を上限とします。ただし、損害額が旅行者一名について一回の事故につき三千万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払います。

(損害の防止)

第二十条 旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げなければならない。

一 損害の防止に努めること。

二 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。

三 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとらなければならない。

四 旅行者が正当な理由なく前項第一号に違反したときは、防止請求をすることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなし、同項第二号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けとることができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

三 当社は、次に掲げる費用を支払います。

一 第一項第一号に規定する損害の防止請求のために要した費用のうち当社が必要又は有益であったと認められたもの。第二項第三号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第二十一条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定 forms 補償金請求書及びこれに添付する書類を提出しなければなりません。

ハ 通院日数九日以上以上百八十日未満の傷害を被ったとき。 二十万円

ニ 補償対象品の損害の程度を証明する書類

三 その他当社が要求する書類

二 旅行者が前項の規定に違反したときは又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき(第三者を含む)と認めるとき。同様とします。))とは、当社は、損害補償金を支払いません。

第二十二条 第十九条の損害額に対しては保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(代位)

第二十三条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求をする場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者を支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第一 (第五条第一号関係)

山岳登はん用具(ゼッパル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの) リュージュ	
トイボブスレー、スクイッドパビン、ハンダグライダー-搭乗、超軽運動力機(モーターハンダグライダー、マイクロバイク、ウェアラブルデバイス) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する超軽運動	

別表第二 (第七条第一項、第三項及び第四項関係)

一 眼の障害	
(一) 眼瞼が失明したとき。	100%
(二) 一 眼的失明したとき。	60%
(三) 一 眼の矯正視力が0.6以下となったとき。	5%
(四) 一 眼の視野狭窄	5%
(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)	

二 耳の障害

(一) 両側の聴力を全失したとき。	80%
(二) 一 耳の聴力を全失したとき。	30%
(三) 一 耳の聴力が50センチメートル以上は通常の聴音を解せずるとき。	5%

三 鼻の障害

鼻の機能に著しい障害を致すとき。	20%
------------------	-----

四 その他、言語の障害

(一) しゃべり又は言語の機能を全く失したとき。	100%
(二) しゃべり又は言語の機能に著しい障害を致すとき。	35%
(三) しゃべり又は言語の機能を喪失するときは。	15%
(四) 矯正五年以上の欠損を生じたとき。	5%

五 外顔

(顔面、顔部、頸部をいう。))の醜状	
(一) 外顔に著しい	